

やまなし労働

2019年
冬号
No.676

山梨県 産業労働部 労政雇用課

令和元年10月1日から「山梨県最低賃金」が改正されました！

必ず確認。
最低賃金。

	最低賃金件名等	時間額	効力発生日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど、全ての労働者に適用されます。但し、下記2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	837円	令和元年10月1日
特 定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円(注)	平成30年12月15日(注)
	自動車・同附属品製造業	918円	令和元年12月12日

(注) 令和元年11月29日までに異議申出がなかった場合、令和2年1月12日から913円が適用される予定です。

○ 最低賃金に関するお問い合わせは、山梨労働局 労働基準部 賃金室へ【055-225-2854】
【山梨労働局ホームページアドレス】 <https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/>

インターンシップ交通費支援事業費補助金

県外大学生等（県外在学・在住）の居住地から、山梨県内のインターンシップ実施場所までの往復交通費を支給する県内中小企業に、支給額の半額を補助します。

- ◇対象者 インターンシップに参加する県外の大学生・大学院生・短大生・専修学校生等（県外在住者）に交通費を支給する県内中小企業
- ◇補助額 交通費支給額の1/2（100円未満切り捨て）
※県外大学生等1人につき上限5,000円（1人につき1回限り）
※1社あたり10人まで（上限50,000円）
- ◇申請方法 山梨県ホームページ「インターンシップ交通費支援事業費補助金について」
(https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chiiki-koy/internship_kotuhi_hojokin.html)
より申請様式をダウンロードし、必要書類を添付して申請
- ◇申請期限 インターンシップを実施した日から30日以内または令和2年3月31日のいずれか早い日まで。
※予算上限となり次第、受付終了



問い合わせ先 山梨県産業労働部労政雇用課 TEL: 055-223-1562

大学生等インターンシップ推進事業

県では、大学生等のインターンシップ相談窓口を「山梨県中小企業団体中央会」に設置しています。キャリアカウンセラーが受入企業、学生の希望を調整し、インターンシップのマッチングを行いますので、ぜひご利用ください。

- ◇山梨県中小企業団体中央会 甲府市飯田2-2-1
TEL: 055-237-3215（時間外090-3212-9364）
- ◇利用時間 月曜から金曜日・・・午前9時から午後5時まで

学生へ提供するインターンシップ情報は、県の就職支援サイト「新卒者就職応援企業ナビ（企業ナビ）」に掲載し、学生へ提供しています。企業ナビへの掲載希望がありましたら、労政雇用課までご連絡ください。

問い合わせ先 山梨県産業労働部労政雇用課 TEL: 055-223-1562

「働き方改革セミナー」を開催します

県では、「働き方改革セミナー」を開催します。

セミナーでは、本年度創設しましたYAMANASHIワーキングスタイルアワード優良企業を表彰するとともに表彰企業の取組事例や県外企業の働き方改革の先進事例を紹介します。

是非、職場の「働き方改革」について考える機会としてください！

◇日	時	令和2年1月16日(木) 13:30~16:30
◇場	所	ホテルクラウンパレス甲府3F「富士の間」
◇対	象	企業経営者・人事労務担当者等(100名程度)
◇内	容	第1部 YAMANASHIワーキングスタイルアワード表彰式 第2部 表彰企業の働き方改革取組事例について / 県外先進企業の働き方改革取組事例について
◇参加費用		無料

問い合わせ先 山梨県産業労働部労政雇用課 TEL:055-223-1561 FAX:055-223-1564

成長分野就業体験支援事業費補助金の募集について

製造業など今後成長が期待される分野の企業を対象として、企業が新たに雇用する方等に対し、職場訓練を行い、正社員として雇用した場合、人件費の一部を助成します。

○補助対象経費：職場訓練期間中の人件費等の10分の8(上限100万円)

○対象業種や補助対象経費など、詳しくは当課のホームページ(「山梨県 成長分野 補助金」でも検索いただけます)をご覧ください。



問い合わせ先 山梨県産業労働部労政雇用課 TEL:055-223-1562

県のサイトに求人情報を掲載し、東京圏からのUIターン者を採用しませんか!

～移住支援金制度が始まりました～

東京圏からUIターンする方の就業を県と市町村がサポートします。

本県への移住の促進及び中小企業における担い手不足解消のため、本年4月、東京圏から本県に移住し、県内の中小企業に就業した方に対して最大100万円を支給する「移住支援金」制度が開始されました。

移住支援金については、移住者が「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」(<https://www.iju-shienkin.pref.yamanashi.jp/>)に掲載された中小企業における週20時間以上勤務の無期雇用の求人に応募して就業した場合、支給対象となります。県のサイトに掲載された求人情報は、ヤフーなどの民間求人サイトにも併せて掲載されますが、掲載はいつでも無料です。サイト掲載にあたっては、県への申請が必要となります。

移住支援金制度の詳細については、「やまなし移住・定住総合ポータルサイト」(<https://www.iju.pref.yamanashi.jp/>)をご覧ください。

＼お気軽にお問い合わせください!／

問い合わせ先 山梨県総合政策部地域創生・人口対策課 TEL:055-223-1850

「山梨県外国人材企業相談センター」をご利用ください

山梨県外国人材企業相談センターでは、企業が外国人材を雇用する際の制度や必要な手続きについてなど、様々な相談に対応します。電話や来所のほか、アドバイザーが企業を訪問しての対応も可能です。

また、研修会の開催や講師の派遣などのご相談もお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

- | | |
|---------|---|
| (1) 開設日 | 月～金曜日(休日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時(相談の受付は午後4時半まで) |
| (2) 場所 | 山梨県立中小企業人材開発センター1階(甲府市大津町2130-2) |
| (3) 連絡先 | 055-225-5605 |



問い合わせ先 山梨県総合政策部 外国人材受入支援課 TEL:055-223-1539

2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

令和2年1月6日から、仕事をお探しの皆さま、人材採用をご検討されている企業・団体などの皆さまが、ハローワークのサービスを快適にご利用いただけるよう、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

◎仕事をお探しの皆さまへ

ポイント① 新しい求人票で、求人情報がより充実します

○求人票の様式が変わり、労働条件やPR情報など求人情報がより詳細になります。
○ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンからインターネットを通じて、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と同じ情報を見ることができるようになります。

ポイント② 新サービス「求職者マイページ」で、お仕事探しがより便利になります

○ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスを利用いただけるようになります。
①求人検索条件や気になった求人の保存 ②ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴の確認 ③登録した希望条件や求職番号の確認 ④メッセージ機能による応募した求人企業とのやりとり

◎事業主の皆さまへ

ポイント① 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます

○ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。
①求人申込み ②申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など ③事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開 ④求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）を登録（ハローワークに連絡）⑤メッセージ機能による求職者（応募者）とのやりとり ⑥求職情報検索

ポイント② 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります

○求人票の様式が変わり、掲載する情報量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えることができるようになります。
○ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）が一元化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。

問い合わせ先 山梨労働局職業安定部職業安定課 TEL：055-225-2857

労働基準監督署の名前をかたる者にご注意！

最近、労働基準監督署の職員を名乗る不審者が出没しています。

不審者の行動は、
① 貸金台帳やタイムカードを見せてほしいと直接労働者の自宅を訪れる
② 会社に電話して、労働者の氏名や連絡先を尋ねる
というものです。

労働局や労働基準監督署の職員が、企業や労働者の自宅を訪問するときは、身分証明書等を提示することとしております。怪しいと思ったら、身分証明書を確認するか、その場でその者がかたった労働基準監督署にご連絡ください。また、電話で労働者の氏名や連絡先を問い合わせることはしていません。
そのような電話があった場合には、応えることはできないと断り、電話を切ってくださいませますようお願いいたします。
その後、必要に応じて、警察署、山梨労働局監督課、最寄りの労働基準監督署あてご連絡ください。

改正派遣法が施行されます

2020年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。改正点は次の3点です。

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

以下の①または②の待遇決定方式により公正な待遇を確保しなければなりません。
①【派遣先均等・均衡方式】派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇
②【労使協定方式】一定の要件を満たす労使協定による待遇

② 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化

派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容やその理由等に関する説明を義務化。

③ 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

派遣労働者と派遣元または派遣先との間で、「均等・均衡待遇」、「労使協定に基づく待遇」、「待遇差の内容・理由に関する説明」等でトラブルとなった場合には、「都道府県労働局長による助言・指導・勧告」や「紛争調整委員会による調停」を求めることができます。この制度は無料で利用することができ、調停等の内容が公にされないため、プライバシーが保護されます。また、これらを求めたことを理由として、派遣元および派遣先は派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこととされています。



問い合わせ先 山梨労働局職業安定部需給調整事業室 TEL：055-225-2862

2020年4月 改正健康増進法全面施行に向けた受動喫煙対策の準備をお願いします

他人の吸ったたばこの煙にさらされる「受動喫煙」を防止するため、健康増進法が昨年一部改正され、既に学校、病院、児童福祉施設、行政機関などが敷地内禁煙となっています。2020年4月1日からはオフィス、事業所、飲食店など多くの施設でも、原則屋内禁煙となります。

必要となる対策の一例

- 屋内禁煙（原則）。屋内禁煙としない場合は標識を掲示した上で、基準を満たした喫煙専用室等の設置
- 屋外であっても出入口、人通りが多い場所の近くに喫煙場所を設けないなどの配慮

※詳細な情報は県ホームページでもご確認くださいませ。

山梨県 たばこ対策

検索



問い合わせ先 山梨県福祉保健部健康増進課 TEL: 055-223-1493 FAX: 055-223-1499

がん患者への就労支援を考える

がんは、現在、生涯のうち日本人の2人に1人がかかるといわれている身近な病気であり、がんと診断された人のうち3人に1人は20歳から64歳という働き盛りの年代で、がん患者の「就労」は大きな問題となっています。

がん医療の進歩により、がんになっても仕事を続けながら治療を続けることができる患者が増えています。就労可能ながん患者やがん経験者が働き続けることができるよう、がん患者への治療と就労の両立支援について考えてみませんか。

- ◇日時・場所 令和2年2月4日(火) 午後2時～午後4時
山梨産業保健総合支援センター1階研修室(甲府市徳行5-13-5)
- ◇講演・講師 「がんをもつ労働者と職場が支え・支えあう豊かな環境へのヒント」 山梨県立大学 前澤美代子
- ◇情報提供 「山梨県のがん情報」(山梨県健康増進課)、「事業場における治療と仕事の両立支援について」(山梨県地域両立支援推進チーム事務局)
- ◇参加費 無料
- ◇申込み 参加申込用紙に氏名、電話番号、所属(個人の場合は不要です)を記入のうえ、ファックスにてお申し込みください。
山梨県福祉保健部健康増進課 TEL: 055-223-1497 FAX: 055-223-1499
詳しくはホームページをご覧ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyuhou.html>

メンタルヘルス対策支援事業のご案内

事業場がメンタルヘルス対策に取り組む上で生じる様々な悩みに、精神科医、公認心理師、産業カウンセラー、社会保険労務士等の専門スタッフが相談に対応しております。また必要に応じメンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、管理監督者や若年労働者に対する研修、職場復帰支援、ストレスチェック制度導入支援等のサービスも提供しています。

当センターが提供するサービスは無料です。お気軽にご相談ください。

なお、ご利用には、事前に予約が必要となります。

申込先はこちらへ



独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター
(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階)
TEL: 055-220-7020 FAX: 055-220-7021 URL: <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

詳しくはホームページをご覧ください!



©HISHIMARU TAKEDA

お知らせ セミナー開催について

従業員が健康で働き続けるためには、健康的な生活習慣の定着に向けた日々の取り組みが重要です。山梨県は健康寿命日本一(過去3回の国民生活基礎調査の評価)です。健康寿命の延伸には「運動」「栄養」「休養」の3つの要素が必要とされています。今回は、運動との関係(運動器疾患)について解説します。

- テーマ: Life is Motion生きることは動くこと! ~動くことで人生が変わる。いま始めましょう~
- 日時: 令和元年12月13日(金) 14時~16時
- 会場: 山梨県医師会館1階 多目的ホール(甲府市徳行5-13-5)
- 対象者: 産業保健関係者及び本セミナーに関心のある方
- 講師: 小山勝弘氏(山梨大学大学院教授/医学博士)
- 受講料: 無料
- 申込先: 山梨産業保健総合支援センター

動きやすい服装で
ご来場ください!



令和元年12月～令和2年3月 開講分 能力開発セミナーのご案内

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス		TEL0553-32-5202		
コース名	実施月	時間帯	受講料 (円) ※テキスト代別途	
TOEIC Listening & Reading Test (リーディングコース)	1月・2月	夜	2,200	
パワーポイント基礎	2月・3月	夜	2,200	
県立峡南高等技術専門学校		TEL0556-22-3171		
コース名	実施月	時間帯	受講料 (円) ※テキスト代別途	
ワード基礎	1・2月	夜	2,200	
エクセル基礎	1月	夜	2,200	
パワーポイント	1月・2月	夜	2,200	
ワード応用	2月	夜	2,200	
エクセル応用	2月・3月	夜	2,200	

県立産業技術短期大学校都留キャンパス		TEL0554-43-8911		
コース名	実施月	時間帯	受講料 (円) ※テキスト代別途	
ホームページ開設 (基礎編)	2月・3月	夜	2,200	
県立就業支援センター		TEL055-251-3210		
コース名	実施月	時間帯	受講料 (円) ※テキスト代別途	
年金相談業務講座	1・2月	夜	2,200	
エクセルデータ分析講座	1月	夜	2,200	
アクセスデータベース構築演習講座	1月・2月	夜	2,200	
エクセル基礎講座	2月・3月	夜	2,200	
ファイナンシャル・プランニング入門講座	2月・3月	夜	2,200	
IoT職業訓練	1月・2月	夜	2,200	

※県立施設の申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況をご確認ください。
 ※時間帯については、原則として<昼：9時～16時/夜：18時～21時>ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。
 ※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県産業人材育成課のホームページをご覧ください。https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/81_005.html

ポリテクセンター山梨		TEL055-242-3066		
コース名	実施月	時間帯	受講料 (円) ※テキスト代込	
被覆アーク溶接技能クリニック (各種姿勢溶接)	1月	昼	10,000	
トラブル時に役立つ通信ネットワークの基本	1月	昼	2,200	
大量データ処理に活用するデータベース (応用編)	1月	昼	3,300	
業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	1月	昼	2,200	

コース名	実施月	時間帯	受講料 (円) ※テキスト代込	
失敗しないためのシステム化に関する基礎知識	2月	昼	3,300	
パルスTIG溶接実践技術	2月	昼	13,000	
設計者のための機械構造解析技術	3月	昼	21,000	
オペアンプ回路の設計・評価技術	3月	昼	14,000	

※ポリテクセンター山梨の申込み、詳細につきましては、ポリテクセンター山梨にお問い合わせください。
 ※このほかの講座情報や申込方法につきましては、ポリテクセンター山梨のホームページをご覧ください。http://www3.jeed.or.jp/yamanashi/poly/

令和2年度県立産業技術短期大学校 一般入学試験・前期日程

産業技術の高度化、情報化などが進展する中で、幅広い専門知識と最新の技術を身に付けた技術者を育成し、本県の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。ものづくりとホスピタリティを理念として、これまで機械電子、情報、観光分野に多くのプロフェッショナルを送り出しています。



◇募集学科及び試験科目

学 科	訓練期間	一般入学試験科目
塩山キャンパス		
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接
観光ビジネス科	2年	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、面接
情報技術科	2年	数学Ⅰ、面接
都留キャンパス		
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接

- ◇出願資格 高等学校 (中等教育学校・特別支援学校高等部を含む) を卒業した者、令和2年3月卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者。
- ◇出願期間 令和2年1月7日 (火) ～1月31日 (金)
- ◇試験日 令和2年2月5日 (水)
- ◇試験会場 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス (甲州市塩山上於曾1308)
- ◇授業料等 入学検定料：18,000円
 入学料：県内者169,200円/県外者282,000円 授業料：年額390,000円 (4月と10月の2回に分けて納入)
- ◇問い合わせ先 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス 教務学生課
 TEL：0553-32-5201 FAX：0553-32-5203 E-mail：kyomu@comm.yitjc.ac.jp

令和元年度 やまなし産業大賞 受賞者決定

どこにもまねのできない優れた技術・製品を有している企業、顧客へ新しい価値や生活を創造・提案し続ける企業などを顕彰する『やまなし産業大賞』について、今年度の受賞者が決定しました。

※詳細については、県庁ホームページ (下記アドレス) をご覧ください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/shinjigyo/sangyo-taisho/hyousyo2019.html>

◇問い合わせ先 山梨県産業労働部 新事業・経営革新支援課
 TEL：055-223-1544 FAX：055-223-1569

大 賞	株式会社 清水製作所
	株式会社 電溶工業
優 秀 賞	有限会社 樋口印刷
審査委員奨励賞	有限会社 小穴铸造所
	株式会社 スプリング

経営者の皆様へ 出向・移籍のお手伝いをさせていただきます 無償で、人材の紹介、従業員の方々の新しい職場を紹介・あっせんします

当センターの特色・メリット

豊富な人材情報 全国ネットでサービスを提供 きめ細やかなサービス

「失業なき労働移動」をめざして、以下の取り組みも行っています

- ・各種セミナー（人事労務管理など）
- ・再就職のための委託訓練、講習会

32年の実績と信頼 ◀ 公益財団法人 産業雇用安定センター 山梨事務所
甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル5階 TEL 055-235-6236 FAX 055-235-6252
インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

65歳超雇用推進助成金のご案内

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め
の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上
の継続雇用制度の導入のいずれかの措置
を実施する事業主の皆様を助成します。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための
措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施
した事業主の皆様を助成します。

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満
の有期契約労働者を無期雇用
労働者に転換した事業主の皆様
を助成します。



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高齢・障害者業務課 TEL : 055 - 242 - 3723

不当労働行為って何？～労働組合は、労働組合法により保護されています～

労働者が団結して自由に労働組合をつくり、使用者と交渉することは労働者の正当な権利として憲法で保護されています。このため、これに反する次の行為は、労働組合法により不当労働行為として禁止されています。

労働者や労働組合は、不当労働行為に当たるとされる使用者の行為があった場合、労働委員会に救済申立てをすることができます。

労働委員会は、審査を行い、不当労働行為に該当する事実が認められる場合には、命令を発し、労働者や労働組合を救済します。

労働組合法で禁止されている使用者の行為

- 1 不利益取扱い（労働組合法第7条第1号）
 - 労働組合員であること、労働組合に加入したり、結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由として、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること
 - 労働組合に加入しないことや、労働組合から脱退することを雇用する際の条件とすること
- 2 団体交渉拒否（労働組合法第7条第2号）
 - 団体交渉の申し入れに対して、正当な理由がなく拒否したり、誠意ある交渉をしないこと
- 3 支配介入（労働組合法第7条第3号）
 - 労働組合の結成や運営に対して、労働者の団結を弱めようとして、労働組合からの脱退を働きかけたり、組合活動への嫌がらせをするなどの干渉をすること
 - 労働組合の運営に必要とする経費などを援助し、組合の自主性を損なわせること
- 4 報復的不利益取扱い（労働組合法第7条第4号）
 - 労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てたこと、不当労働行為の審査や労働争議の調整をする場合に証拠を提出したり、発言したことを理由として、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること

※申立て手続き等、詳しくは、山梨県労働委員会事務局（TEL 055 - 223 - 1827）までお問い合わせください。

■お問い合わせ先■ 山梨県産業労働部労政雇用課

TEL 055-223-1561 FAX 055-223-1564

E-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。